

## 新居浜工業高等専門学校運営助成金による旅費支給に関する申合せ

平成29年3月10日事務部長裁定

最終改正 平成30年3月20日

### (趣旨)

第1 新居浜工業高等専門学校旅行命令及び旅費支給要項第4条第3項で定める用務（第2に再掲）で旅行する場合の旅費については、新居浜工業高等専門学校後援会（以下、「後援会」という。）からの寄附金である新居浜工業高等専門学校運営助成金を財源に支給することとし、その取扱いについて定めるものとする。

### (対象用務)

第2 支給の対象となる用務は、次に掲げるものとする。

#### 1. 課外活動に伴う学生の引率

##### (1) 文化系大会の引率

- ア. 四国地区高等専門学校総合文化祭
- イ. 全国高等専門学校プログラミングコンテスト
- ウ. 全国高等専門学校デザインコンペティション
- エ. 全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト
- オ. 全国高等専門学校ロボットコンテスト・同四国地区大会

##### (2) 体育系大会の引率

- ア. 全国高等専門学校体育大会
- イ. 四国地区高等専門学校体育大会
- ウ. 全国高等専門学校弓道大会・同中四国大会
- エ. 愛媛県高等学校総合体育大会
- オ. 全国高等学校野球選手権愛媛大会

##### (3) 上記大会に準ずる大会のほか、クラブ活動に伴う各種大会等の引率

#### 2. 学生の教育及び就職活動の推進等に係る用務

##### (1) インターンシップ先訪問

##### (2) 就職開拓等のための企業等訪問

#### 3. その他、後援会長が認めた用務

### (対象者)

第3 支給対象者は、本校の専任教員とする。ただし、課外活動における顧問等として認められた事務職員及び技術職員については対象とする。

(支給額)

第4 支給額は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（以下「高専機構旅費規則」という。）の定め の範囲内において、下表に定めるところによるものとする。

区 分	1. 課外活動に伴う引率業務	2. 教育及び就職活動等の推進に係る業務
交通費	高専機構旅費規則による。	高専機構旅費規則による。
日 当	高専機構旅費規則に定める額の2割とする。	
宿泊料	1泊 8,000円までとする。 ただし、宿泊先が指定されている場合は、高専機構旅費規則に定める額を上限に実費とする。	

※ 「3. その他、後援会長が認めた用務」については、同等と判断される区分を適用する。

附 則（平成29年3月10日 制定）

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校運営助成金（委任経理金）による教職員に対する旅費の支給に関する申し合わせ（平成16年4月1日事務部長裁定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月20日 一部改正）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。